

憲法事件を歩く 理念と現実のはざまで 62

編集委員 渡辺秀樹

第7部
14条

すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分または門地により、政治的、経済的または社会的関係において、差別されない

2005年7月、東京地裁の法廷。フィリピン国籍の少女ジユリアン（名前表記は当時）が緊張した表情で裁判官たちの前に立つて訴えた。

「私は日本で生まれ日本で育っています。日本の学校に通っています。小学校6年生です。毎日、楽しく学校に通っています。友達もたくさんいます。

お母さん（フィリピン国籍）は働き者で

私たちみたいに日本で生まれ育つて、お父さんも日本人なのに、なぜ日本国籍がもらえないのですか。お父さんとお母さんは結婚していません。何があつたか分かりません。私は学校にいる人と変わりません。私の性格、考え方、日本人です。国籍をく

す。毎日仕事を行っています。家に帰っても内職をやっています。私はお母さんが大好きです。

11歳で国籍確認訴訟の原告になったジュリアン(名前表記は当時)。現在29歳で1児の母=ことし8月上旬、大阪市

7歳で原告になったマサミ(名前表記は当時)は現在、26歳で2児の母=ことし7月下旬、福岡市



翌06年9月、控訴審の東京高裁の法廷では、ジュリアンと同じ境遇のマサミ（同）が翌冠8歳で証言台に立った。話すことをあらかじめ紙に書いて一生懸命覚えた。

「私は学校で『外国人、外国人』と言われる時、とてもつらいです。私は自分のことを外国人だと思っていません。日本人と呼ばれたいです。皆と同じになりたいです。私の気持ちを聞いてください。私は同じ気持ちでいるたくさんのおともたちの声を聞

翌06年9月、控訴審の東京高裁の法廷では、ジュリアン・ソロモン（同）が弱冠8歳で証言台に立った。話すことをあらかじめ紙に書いて「生懸命覚えた」。「私は学校で『外国人・外国人』と言われる時、とてもつらいです。私は自分のことを外国人だと思っていません。日本人と呼ばれたいです。皆と同じになりたいです。私の気持ちを聞いてください。私と同じ気持ちでいるたくさんの中も私たちの声を聞いてください」

この時、マサミは泣いていた記憶がある。子どもが原告になり、法廷で意見陳述する異例の裁判。それはやがて法改正へつながっていく。

1980年代から日本に働きに来るフィリピン人女性が急増していた。パパ活などで働く女性たちは客の日本人男性と親しくなり、両者間に生まれる子どもの数も増加した。しかし、男性が既婚だつたりして女性が結婚できないケースが多くなった。

国籍法は、外国人の母親と日本人の父親の間にできた子どもについて、出生後に父親が認知しても両親が結婚していないと日本国籍の取得を認めていなかった。国籍取得の要件である日本との結び付きの強さを、結婚の有無で測っていたからだ。このため日本で生まれ育ち、日本語しか話せないのに外国籍になっている子供もは、当時、約5万人もいると推計されていた。ジュリアンやマサミもそうした子どもだった。

日本国籍がないと、在留資格を定期的に

A close-up photograph showing a person's hands holding a green rectangular card. The card features a small crest or logo at the top, followed by the word "Prestige" in a serif font, and "Prestige" again in a larger, bold sans-serif font below it. The person is wearing a white lab coat, suggesting a medical or scientific setting. In the foreground, several grey flexible microphones are positioned, pointing towards the person's hands and the card.

子どもの国籍確認訴訟(上)

「なぜ日本人じゃないの」法廷で訴え

最初は法律で決まっているかと任方か
がないと考えていた。「なぜそんな法律にな
つているのか」という母親の訴えに気づか
された。

両親が結婚しているがどうかで、子ども
が日本国籍を取得できるかが区別される理
由はないはずだ。国籍法の規定は法の下の
平等を定めた憲法に違反するのではないか

東京の弁護士、近藤博徳60は弁護士登録して間もない90年代初め、バングラデシユから来日して建設現場などで働いていた男性が日本人女性と結婚したもののオーバーステイ(在留期間超過)で強制送還されそうになつていた案件を担当した。当時あまり知られていなかつた在留特別許可を申請して男性を救うことができると、外国人問題の相談が多数寄せられるようになった。その中で日本人男性との子どもを出産したものの結婚できず、養育費も払われず困窮しているフィリピン人女性が多くいることを知る。仲間の弁護士らと父親搜しや子どもの認知、養育費請求、在留特別許可の申請に奔走した。

更新しなければならず、出入国が制限される。大人になつた時に國家公務員になれないなど就職も制限されるほか参政権もないなど不利がある。子どもにとつては日本本人と自覺しているのに日本国籍ではないというアイデンティティー（自己同一性）の問題が劣等感などを生みやすく、いじめの対象になることも少なくなかった。

マサミは東京の小学校低学年の頃、同級生の男子たちから「國へ帰れ」と言われたり、「フィリピン人、フィリピン人」とはやし立てられたりした。26歳になつた今も脳裏に焼きついている。

東京の弁護士、近藤博徳（60）は弁護士登録して間もない90年代初め、バンガラデシから来日して建設現場などで働いていた男性が日本人女性と結婚したもののオーバーステイ（在留期間超過）で強制送還されそうになつていた案件を担当した。当時、あまり知られていないなかつた在留特別許可を申請して男性を救うことができると、外国人問題の相談が多数寄せられるようになつた。

その中で日本人男性との子どもを出産したものの結婚できず、養育費も払われずに困窮しているフィリピン人女性が多くいることを知る。仲間の弁護士らと父親探しや子どもの認知・養育費請求・在留特別許可の申請に奔走した。

「これらが解決すれば法的支援としては一段落だつた」と近藤。ある時、フィリピン人の母親から疑問を突きつけられる。「なぜ父親が日本人で認知もされているのに子どもの日本国籍が取れないのか」

最初は、法律で決まつているから仕方がないと考えていた。「なぜそんな法律になつっているのか」という母親の訴えに気づかされた。

両親が結婚しているかどうかで、子どもが日本国籍を取得できるかが区別される理由はないはずだ。国籍法の規定は法の下の平等を定めた憲法に違反するのではないか。」